

1. 介護支援事業（ケアプラン）を提供する事業者について

- *事業者 西和メディカルケアサービス株式会社
- *代表者 代表取締役 尾崎 勝彦
- *所在地 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2 丁目 7-15
TEL 0745-70-0002

2. ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

- *事業所の名称 ケアプランセンター ほっとプラザ
- *介護保険指定事業者番号 2971600347
- *事業所所在地 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2 丁目 7-15
- *連絡先 TEL 0745-70-0002
FAX 0745-70-0050
- *事業所の通常の事業実施地域
斑鳩町

(2) 事業の目的及び運営方針

* 事業の目的

- ① 適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定める。
- ② 介護支援専門員（ケアマネージャー）が、要介護者などからの相談に応じ、心身の状況や置かれている環境などに応じ、本人や家族の意向を元にサービス内容などの介護計画（ケアプラン）を作成する。
- ③ サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者・介護保健施設などとの連絡調整など便宜を図る。

* 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態などになった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮する。
- ② 利用者自らの選択により適切な保健医療サービス・福祉サービスが、多様な業者から効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思・人格を尊重し、特定の種類のサービスまたは特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 利用者の在住する市町村・他の居宅介護支援事業者や介護保健施設との連携に努める。
- ⑤ 「指定居宅介護支援などの事業の人員運営に関する基準（厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

- *営業日 月曜日から土曜日まで。 但し、12月30日から1月3日までは休日
- *営業時間 午前9時から午後5時
24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています

(4) 事業所の職員体制

- *管理者 1名
- *主任介護支援専門員 1名以上
- *介護支援専門員 2名以上
- *事務職員 1名

ただし、業務の状況により職員数は増減する

3. 居宅介護支援の内容・利用料・その他の費用について

(1) 居宅介護支援（ケアプラン作成など）の内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況把握・評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護（支援）認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

(2) 介護保険適用の有無

上記①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。

(3) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われな
い場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料を
お支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行
します。

*利用料金詳細については、重要事項説明書別紙参照。

*サービス利用料については各サービス提供事業所が請求し、お支払いいただきます。

(4) 交通費

2の(1)記載の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方も交通費は原則必要ございません。

4. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

5. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

6. 身体的拘束等について

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、身体的拘束等を行う場合は、緊急やむを得ない理由を記録します。

7. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8. 介護支援業務に関する相談・苦情について

(1) 事業者の窓口 斑鳩町小吉田2丁目7-15
TEL 0745-70-0002
FAX 0745-70-0050
受付時間 前項 2(3)の営業時間内
担当者 垣口 秀明

(2) 奈良県国民健康保険団体連合会

奈良県橿原市大久保町302番1
TEL 0744-29-8311
FAX 0744-29-8322
受付時間 午前9時から午後5時 (月～金)

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

- * 利用者の主治医・・・ _____
- * 所属医療機関名称・・・ _____
- * 所在地及び電話番号・・・ _____
- * 緊急連絡先の家族名・・・ _____
- * 住所及び電話番号・・・ _____

10. 当事業所職員のお願いとお約束

- ① 関係機関や主治医等に連絡が必要な際に、ご利用者様宅の電話を使用させていただくことがあります。
- ② ご利用者やご家族の金銭、貯金通帳、印鑑などをお預かりすることはしません。
- ③ ご利用者やご家族から金銭、物品をいただいたり、飲食の接待は受けません。
- ④ ご利用者やご家族に対する宗教、政治活動はしません。

11. 公正中立なケアマネジメントの確保

ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、今後作成されるケアプランにおいて、ご利用者やそのご家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介が可能であることや、さらには、ケアプランに位置づけた居宅サービス事業所について、その理由を求められた時は、説明する義務があります。

なお、当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※前6か月間に作成した各サービスの利用割合は、重要事項説明書 別紙2参照。

12. 医療と介護の連携

医療機関への入院が必要となった場合には、退院後の生活等について速やかに連携を図っていくため、ご利用者やそのご家族にも、医療保険証、お薬手帳等と一緒に、介護保険証やケアマネジャーの連絡先を一緒に保管するよう、ご協力お願いするとともに、入院時に担当のケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

13. ターミナルケアマネジメントについて

ターミナルケアマネジメントを受けることについて、ご利用者又はご家族の同意を得た上で、ターミナル期に、主治の医師の助言を得つつ、通常よりも頻回な訪問によりご利用者の心身又は家族の状況や変化、サービス変更の必要性等を把握するとともに、そこで把握した状況等を記録し、主治の医師や居宅サービス事業者等にもその状況等を提供するため、必要に応じて居宅介護支援を行う体制を整備します。

14. 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

15. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

以上の内容について、「指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 住所 奈良県生駒郡斑鳩町小吉田2丁目7-15
法人名 西和メディカルケアサービス株式会社
事業所 ケアプランセンター ほっとプラザ
代表者 代表取締役 尾崎 勝彦 印

説明者 _____ 印

【利用者】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

【代理人】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印